

守山区不発弾処理に伴う警戒区域の設定について

名古屋市守山区小幡南三丁目 802 番 1（小幡南三丁目 8 番 3 号先）において発見された不発弾を処理するにあたり、災害対策基本法（昭和36年法律第 223 号）第63条第 1 項の規定により、次のとおり警戒区域を設定します。

1 日時

令和 5 年 7 月 30 日（日） 9 時00分から処理作業完了まで

2 警戒区域の範囲

処理現場を中心に約 300 メートル（別図参照）

3 警戒区域内の避難対象学区

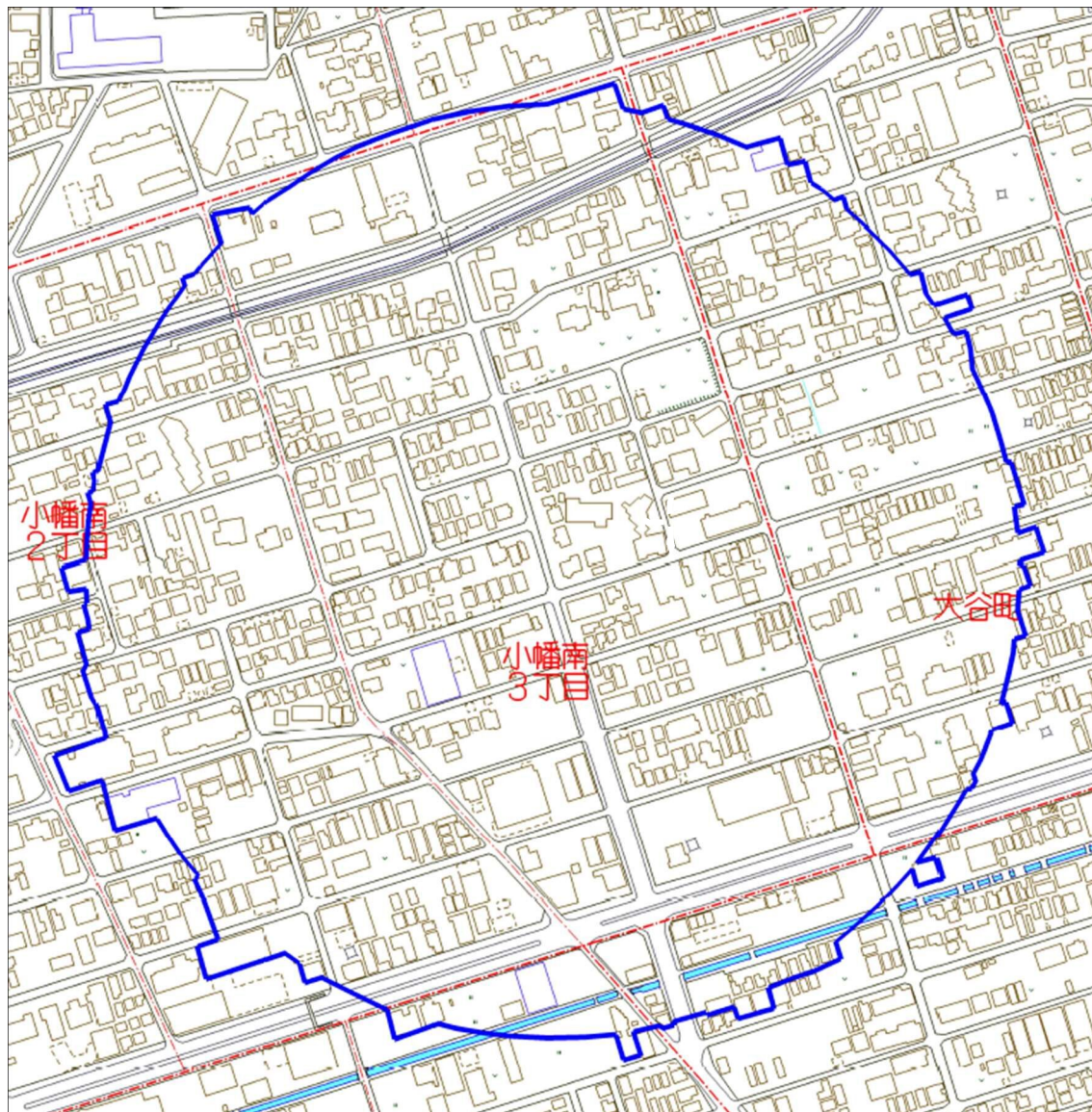
守山区苗代学区の一部

警戒区域図 (広域)



出典：株式会社ゼンリン　この地図は株式会社ゼンリンの地図データをもとに名古屋市が作成

警戒区域図（拡大）



出典：株式会社ゼンリン この地図は株式会社ゼンリンの地図データをもとに名古屋市が作成